

第77期 報 告 書

(平成20年4月1日から)
(平成21年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 監 査 報 告 書 謄 本

 **日本ケミファ株式会社**

事業報告

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第77期について、当社グループの事業の概況をご報告申し上げます。

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

世界規模の経済危機がわが国を直撃し、あらゆる業界で抜本的な産業構造改革が求められる中、医薬品業界も例外ではなく、社会保障財政ひっ迫への対応と業界の国際競争力強化の両面から、薬価制度見直しの議論がより活発化するものと考えられます。そのような状況下、国は、「平成24年度までにジェネリック医薬品の数量シェアを30%以上に拡大する」という目標の達成に向けて、昨年以降も継続して、ジェネリック医薬品使用促進のための諸施策を積極的に打ち出しております。同時に、官民一体となってジェネリック医薬品普及のための環境整備も進められており、ジェネリック医薬品に対する市場の期待と社会の要請は今後ますます高まってくるものと考えられています。

当社グループはこうした社会環境の変化や業界の動向を見据え、「信頼できるジェネリック医薬品」の普及に貢献するべく、新薬メーカーの実績にもとづく安心と責任をベースにした取り組みを全社一丸となって進めてまいりました。併せて、国内外の経済環境が多難を極める中、今一度足元を固め直してサプライチェーン全体に亘る生産性の向上、経営の効率化を推し進めるべく、全社横断プロジェクトで取り組んでまいりました。

【医薬品事業】

1) 医療用医薬品

当社グループは、ジェネリック医薬品とアルカリ化療法剤「ウラリット-U散・錠」の普及を医薬品事業における2つの柱としております。

ジェネリック医薬品につきましては、行政主導の使用促進策による需要拡大やそれに伴う情報提供活動に十分対応できるよう、組織改革などの体制強化に取り組んでまいりました。また、流通卸とのさらなる連携強化を図りながら、安定供給を維持するための製品供給体制の強化を行ってまいりました。さらに、ジェネリック医薬品のラインアップ充実を図るため、昨年7月に14品目を上市し、なかでも高血圧症治療剤「アムロジピン錠『ケミファ』」は当該ジェネリ

ック医薬品の中でトップグループに位置する販売実績を挙げ、着実な手ごたえを感じております。

もう一方の柱であるウラリットにつきましては、高尿酸血症における酸性尿改善の意義について地道な普及活動を継続しており、特に昨年は、高尿酸血症の患者さんで尿酸降下剤と併用することにより腎機能を改善させる効果が確認され、尿酸が関連する慢性腎臓病（CKD）も含めて普及に努めてまいりました。しかしながら、当期は薬価改定の影響から、販売数量は着実に増加しているものの、売上高については対前期減収となりました。

これらの結果、ジェネリック医薬品の売上高は、前期比21.8%の増収を達成することができた一方で、ウラリットをはじめとする主力3品目の売上高が、前期比8.3%の減収となったため、医療用医薬品全体では前期比8.0%の増収となりました。

なお医療用医薬品の売上高比率を薬効別にみますと、循環器官用および呼吸器官用薬27.1%、ウラリット等の代謝性医薬品27.0%、神経系および感覚器官用薬18.5%、病原生物用薬11.4%、消化器官用薬7.2%、腫瘍用薬1.2%、その他の医薬品7.6%となっています。

次に研究開発ですが、ジェネリック医薬品の研究開発では、開発の迅速化・効率化を図るべく、当社関係会社である日本薬品工業株式会社、ならびに、その他ジェネリック医薬品専業メーカーとの共同開発にも積極的に取り組み、品揃えの強化を図っております。

また、新薬の研究開発では、引き続き探索研究に重点を置き、その成果を海外企業へ早期段階で導出することで、開発上のリスクを軽減しつつ開発スピードを高めております。開発ベンチャー企業であるVelcura Therapeutics Inc.（米）に導出した「NC-2300」（カテプシンK阻害薬：骨疾患用剤）、同じくCerenis Therapeutics, SA（仏）に導出した「NC-2400」（PPAR δ アゴニスト：脂質代謝改善剤）に関しては、昨年、米国でフェーズI試験が開始され、それぞれ順調に臨床試験が進行しております。

海外展開に関しては、韓国での鎮痛・消炎剤「ソレトン錠」、高血圧症治療剤「カルバン錠」の販売が引き続き堅調に推移しております。

2) 臨床検査薬

主力である糖尿病診断の指標ヘモグロビンA1cは、新規市場の開拓および昨年4月から開始された特定健診等の影響から、売上高は対前期増収となりまし

た。自社開発のアレルギー検査薬「オリトンIgE『ケミファ』」については、市場での競争が激化したことなどにより対前期減収となりました。また、医療機器の販売については、前期とほぼ同額の実績となりました。以上の結果、臨床検査薬全体の売上高は対前期微増となりました。

3) ヘルスケア製品

長引く消費低迷と、業界を超えた流通事業の再編が急速に進む中、従来品の売上高は対前期横ばいに留まりましたが、昨年4月以降導入発売したクレイマジック、姫マツタケ（岩出101株）原料の売上が寄与し、ヘルスケア製品全体の売上高は増収となりました。

以上の結果、医薬品事業全体の売上高は、昨年7月に発売した「アムロジピン錠『ケミファ』」他ジェネリック医薬品等が寄与したことにより21,490百万円（前期比8.4%増）となりました。営業利益はジェネリック医薬品の売上高増加に伴う売上高構成比率の変化等により原価率の上昇はありましたが、当第3四半期から特に経費の効率的な使用による削減を図ったことなどから580百万円（前期比47.6%減）となりました。

【その他の事業】

受託試験事業を営む株式会社化合物安全性研究所の実績は、受注の競争激化に加え、試験完了による売上計上の見込まれる時期が一部平成21年度にずれ込んだことなどから、その他の事業全体での売上高は817百万円（前期比25.4%減）、営業損失は7百万円（前期は営業利益66百万円）となりました。

以上の結果、各事業セグメントを通算した業績は、当期の連結売上高は22,307百万円（前期比6.6%増）、連結営業利益は580百万円（前期比50.4%減）、連結経常利益は363百万円（前期比63.9%減）、当期純利益は168百万円（前期比56.9%減）となりました。

2. 事業別売上高

事業の種類別セグメント	前 期 第 76 期	当 期 第 77 期	増 減 額	増減率
医 薬 品 事 業	19,823百万円	21,490百万円	1,667百万円	8.4%
そ の 他 の 事 業	1,095百万円	817百万円	△278百万円	△25.4%
合 計	20,918百万円	22,307百万円	1,389百万円	6.6%

(注) 売上高は、セグメント間の売上高を相殺しております。

3. 医療用医薬品の薬効別売上高

区 分	金 額	構 成 比 率
循環器官用および呼吸器官用薬	5,311百万円	27.1%
代 謝 性 医 薬 品	5,294百万円	27.0%
神経系および感覚器官用薬	3,629百万円	18.5%
病 原 生 物 用 薬	2,225百万円	11.4%
消 化 器 官 用 薬	1,401百万円	7.2%
腫 瘍 用 薬	239百万円	1.2%
そ の 他 の 医 薬 品	1,496百万円	7.6%
合 計	19,595百万円	100.0%

4. 財産及び損益の状況の推移

(当社グループ)

区 分	平成17年度 第 74 期	平成18年度 第 75 期	平成19年度 第 76 期	平成20年度 第 77 期 (当連結会計年度)
売 上 高	20,499百万円	20,966百万円	20,918百万円	22,307百万円
経 常 利 益	1,433百万円	1,143百万円	1,008百万円	363百万円
当 期 純 利 益	2,122百万円	366百万円	390百万円	168百万円
1株当たり当期純利益	55.57円	9.59円	10.22円	4.41円
総 資 産	22,842百万円	21,040百万円	21,764百万円	24,696百万円
純 資 産	6,722百万円	6,771百万円	6,943百万円	6,847百万円
1株当たり純資産	176.02円	177.36円	181.99円	179.55円

(当社)

区 分	平成17年度 第 74 期	平成18年度 第 75 期	平成19年度 第 76 期	平成20年度 第 77 期 (当事業年度)
売 上 高	18,358百万円	19,072百万円	19,823百万円	21,490百万円
経 常 利 益	789百万円	875百万円	903百万円	320百万円
当 期 純 利 益	1,819百万円	988百万円	311百万円	133百万円
1株当たり当期純利益	47.38円	25.74円	8.11円	3.47円
総 資 産	20,525百万円	20,311百万円	20,837百万円	23,689百万円
純 資 産	5,920百万円	6,596百万円	6,689百万円	6,558百万円
1株当たり純資産	154.21円	171.86円	174.40円	171.06円

5. 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は、平成21年3月に500百万円の無担保社債（銀行保証付私募債）を発行いたしました。

6. 設備投資の状況

特に記載すべき重要な事項はございません。

7. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

8. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

9. 吸収合併または吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

10. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特に記載すべき重要な事項はございません。

11. 対処すべき課題

国は、本年度予算における社会保障費抑制のひとつとして引き続き「ジェネリック医薬品の使用促進」を明確に掲げており、ジェネリック医薬品は継続的な市場拡大が期待されます。同時に、医療現場に残る、ジェネリック医薬品の品質、情報提供への不安を払しょくするための業界のさらなる取り組みが要請されています。

かかる現状を、新薬メーカーのノウハウを有し、安定供給、品質、情報提供面で優位性を持つ当社グループは大きなビジネスチャンスと捉えております。引き続き最優先課題として、ジェネリック医薬品事業で病院市場におけるプレゼンスを確立するべく事業展開を進め、さらに当社が中長期ミッションとして掲げる「高尿酸血症市場でのポジション確立」と「自社開発の創薬による業容拡大」の実現に向けた礎を確固たるものにしていきたいと考えております。

平成21年度は、DPC⁽¹⁾対象病院が718病院から1,283病院に拡大することを受けて、ジェネリック医薬品のさらなる品揃えと病院を中心とした医療機関での採用促進に取り組んでまいります。また、保険薬局において拡大するジェネリック医薬品の需要を確実に取り込むためには、保険薬局での当社製品の認知度を高めるとともに、流通卸と連携することが最大のポイントになると考えております。そのために流通卸とのさらなる関係強化を図りながら、保険薬局や患者さんのニーズにも細やかに対応していく所存です。

ウラリットに関しましては、病院市場を中心に、昨年発表された臨床研究データ等を活用し、積極的な普及活動を継続してまいります。

研究開発分野では、引き続きジェネリック医薬品の積極的な開発を進め、平成21年度も自社開発品を含む10品目以上の発売を計画しております。新薬開発では欧米の開発ベンチャー企業に導出した2品目の一層の開発進展を図るべく、導出先企業との協力関係を強固にするとともに、新たな候補物質の絞り込みと導出を目指します。

海外展開では、中国を中心とするアジア各国への展開をさらに進めていきたいと考えております。

臨床検査薬およびヘルスケア製品の分野でも、それぞれ既存品の売上拡大と特長のある新しい商品の開発を目指しております。

これらに加えて、今後とも全事業分野において経営の合理化・効率化を徹底し、安定した売上と利益を確保することにより、株主の皆様の期待に応えられる企業を目指して一層の経営努力を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

⁽¹⁾ Diagnosis Procedure Combinationの略で、急性期入院患者の診療報酬について出来高払いではなく、診断群分類に従った定額払いをする包括評価制度のこと。

12. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社および関連会社の状況

(子会社)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社化合物安全性研究所	250百万円	100.0%	安全性試験の受託等

(関連会社)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日本薬品工業株式会社	160百万円	50.0%(注)	医薬品の製造・販売

(注) このうち33.3%については株券消費貸借契約に基づく借り受けによるものであります。

13. 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

医薬品および臨床検査薬等の製造販売
医薬品の安全性試験等の受託
健康食品等販売

14. 主要な営業所及び工場等

(1) 当社の主要な営業所及び工場等

本社	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
札幌支店	〒060-0007	北海道札幌市中央区北七条西13-9-1 塚本ビル7号館
仙台支店	〒980-0801	宮城県仙台市青葉区木町通り1-6-34 安藤ビル
東京支店	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
横浜支店	〒231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3 三井住友海上横浜ビル
関越支店	〒331-0812	埼玉県さいたま市北区宮原町2-110-12 リラ第3ビル
名古屋支店	〒460-0022	愛知県名古屋市中区金山5-15-9
大阪支店	〒550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-26-20 江戸堀グロースビル
広島支店	〒730-0856	広島県広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル
福岡支店	〒812-0018	福岡県福岡市博多区住吉3-1-80 オヌキ新博多ビル
茨城工場	〒308-0112	茨城県筑西市藤ヶ谷字赤坂799-1
創薬研究所	〒341-0005	埼玉県三郷市彦川戸1-22-1
物流管理センター	〒344-0054	埼玉県春日部市浜川戸2-16 (丸天運送株式会社内)

(注) なお、横浜支店は平成20年4月9日に、次の所在地から移転しております。
〒225-0013 神奈川県横浜市青葉区荏田町488-1プラザ池尻

(2) 主要な子会社及び関連会社

株式会社化合物安全性研究所	〒004-0839	北海道札幌市清田区真栄363-24
日本薬品工業株式会社	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3

15. 従業員数

事業の種類別セグメント	従業員数
医薬品事業	542名 (70名)
その他の事業	43名 (29名)
全社(共通人員)	39名 (3名)
合計	624名 (102名)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、嘱託及び臨時従業員数であります。

16. 主要な借入先(当社)

借入先	借入金残高
株式会社あおぞら銀行	1,750 百万円
株式会社三井住友銀行	1,544 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	916 百万円
中央三井信託銀行株式会社	647 百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	600 百万円
株式会社横浜銀行	510 百万円
株式会社みずほ銀行	400 百万円
株式会社常陽銀行	380 百万円
株式会社りそな銀行	360 百万円
株式会社静岡銀行	264 百万円

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 154,000,000株
2. 発行済株式の総数 38,522,301株（自己株式191,232株を含む）
3. 当期末株主数 6,806名（前期比 14名増）
4. 大株主の状況（上位10名）

大株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
ジャパンソファルシム株式会社	4,081 千株	10.77 %
日本調剤株式会社	1,926 千株	5.08 %
日本生命保険相互会社	1,870 千株	4.93 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	1,401 千株	3.69 %
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	1,319 千株	3.48 %
ジェーピーモルガンチェースバンク 385093	1,176 千株	3.10 %
豊島薬品株式会社	964 千株	2.54 %
山口一城	877 千株	2.31 %
エイチエスピーバンク ビーエルシー クライアーツ ユーケー タックス トリーティー	805 千株	2.12 %
フクダ電子株式会社	735 千株	1.94 %

III 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第1回新株予約権 (平成20年8月4日発行)
発行決議の日	平成20年6月27日
付与対象者と人数	当社取締役6名(うち社外取締役1名)
新株予約権の数	25個(うち社外取締役3個)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式25,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき516,000円
新株予約権の行使期間	平成23年8月5日から平成26年8月4日まで
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです

- (i) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)が当社の役員または従業員の地位(以下「権利行使資格」という。)を喪失した場合(ただし、新株予約権者が定年による退任または退職により権利行使資格を喪失した場合を除く。)は、新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとします。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した日から3ヶ月が経過する前に新株予約権者の相続人による新株予約権に関する遺産分割協議その他の相続手続が完了した場合に限り、新株予約権の相続を認めます。
- (iii) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。
- (iv) 新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

	第1回新株予約権 (平成20年8月4日発行)
発行決議の日	平成20年6月27日
付与対象者と人数	当社執行役員8名
新株予約権の数	16個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式16,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき516,000円
新株予約権の行使期間	平成23年8月5日から平成26年8月4日まで
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです

- (i) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社の役員または従業員の地位（以下「権利行使資格」という。）を喪失した場合（ただし、新株予約権者が定年による退任または退職により権利行使資格を喪失した場合を除く。）は、新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとします。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した日から3ヶ月が経過する前に新株予約権者の相続人による新株予約権に関する遺産分割協議その他の相続手続が完了した場合に限り、新株予約権の相続を認めます。
- (iii) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。
- (iv) 新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役、監査役及び執行役員の状況（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長 代表執行役員社長	山 口 一 城	日本薬品工業株式会社取締役 ジャパンソファルシム株式会社取締役
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	吉 田 勝 昭	経営全般補佐 リスク管理・法令等遵守担当
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	矢 田 弘 道	医薬営業本部・購買部担当兼医薬マーケティング 本部長兼メディア情報部長
取 締 役 員 執 行 役 員	貴 志 康 夫	中国事業開発部・GE開発部担当 日本薬品工業株式会社取締役
取 締 役 員 執 行 役 員	森 治 樹	管理部長
取 締 役	茂 腹 敏 明	公認会計士 株式会社プレーンリフレッシュ代表取締役社長 株式会社日本政策金融公庫顧問 東京中小企業投資育成株式会社顧問
常 勤 監 査 役	加 藤 昇	
監 査 役	高 橋 剛	弁護士 イヌイ建物株式会社社外監査役
監 査 役	進 藤 直 滋	公認会計士 監査法人A&Aパートナーズ代表社員
執 行 役 員	三 宅 雅 久	開発企画部・茨城工場・物流管理センター担当
執 行 役 員	平 賀 俊 幸	信頼性保証総括部長兼品質保証部長兼GE安心使用促進部長
執 行 役 員	轡 田 雅 則	薬事管理室・営業管理センター担当兼総務部長
執 行 役 員	山 川 富 雄	創薬研究所長
執 行 役 員	小 山 剛	医薬営業本部長
執 行 役 員	真 木 善 幸	営業研修・情報部担当兼人事部長
執 行 役 員	田 島 敏 男	臨床検査薬事業部担当兼情報システム部長
執 行 役 員	安 本 昌 秀	広報室担当兼経営企画部長

- (注) 1. 取締役茂腹敏明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役高橋 剛氏および進藤直滋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役
 であります。
 3. 監査役進藤直滋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相
 当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役館野 完氏は、平成20年6月27日開催の第76回定時株主総会終了時に任期
 満了により退任いたしました。

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役	6名	124百万円
監 査 役	4名	25百万円
合 計	10名	150百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(41百万円)は含まれておりません。
2. 取締役および監査役の報酬等の額には、当事業年度中に増加した退職慰労金引当額32百万円(取締役30百万円、監査役2百万円)を含めております。
3. 取締役の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額1百万円を含めております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額27百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。
6. 上記のほか、平成20年6月27日開催の第76回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- | | | |
|---------|----|-------|
| 退任社外監査役 | 1名 | 10百万円 |
|---------|----|-------|

3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 茂腹敏明

- ① 他の会社の業務執行者との兼任状況
株式会社ブレーンリフレッシュ代表取締役社長を兼務しております。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。
- ② 他の株式会社の社外役員との兼任状況
他の株式会社の社外役員は兼任しておりません。
- ③ 主な活動状況
当事業年度開催の取締役会全てに出席し、公認会計士としての専門的な知見も踏まえて当社の経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(2) 監査役 高橋 剛

- ① 他の会社の業務執行者との兼任状況
他の会社の業務執行者は兼任しておりません。
- ② 他の株式会社の社外役員との兼任状況
イヌイ建物株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。
- ③ 主な活動状況
当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主として弁

護士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(3) 監査役 進藤直滋

- ① 他の会社の業務執行者との兼任状況
他の会社の業務執行者は兼任しておりません。
- ② 他の株式会社の社外役員との兼任状況
他の株式会社の社外役員は兼任しておりません。
- ③ 主な活動状況

平成20年6月27日の就任以降、当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主として公認会計士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員として有能な人材を迎えることができるよう、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役茂腹敏明氏、社外監査役高橋剛氏および進藤直滋氏それぞれとの間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外役員が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

(5) 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	4名	14百万円

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	39百万円
当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 報酬等の額につきましては、監査役会の同意を得ております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社都合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断された場合、その事実に基づき取締役会は当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案にすべきかどうかを審議します。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき平成18年5月12日開催の取締役会において内部統制基本方針を制定し、平成20年4月25日開催の取締役会において一部改定しております。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 日本ケミファ法令等遵守行動基準を定め、当社および子会社（以下、「日本ケミファグループ」という）の役員・使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、法令等遵守担当取締役を委員長とする法令等遵守推進委員会を設置し、同委員会が中心となって役員・使用人の教育等を行う。

- ② 社長直轄の内部監査部門は、法令等遵守推進委員会と連携の上、法令等遵守の状況を監査する。これらの活動結果は、必要に応じて取締役会に報告されるものとする。
- ③ 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、監査役宛でのホットラインである「Nippon Chemiphar Hot Line」を設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者に不利益が無いことを確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を電磁的記録その他の各種の記録および書面文書（以下、文書という）に記録し、保存する。
- ② 取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の経営に重大な影響を及ぼす種々のリスクを把握するとともに、リスクに係る管理体制の整備、発現したリスクへの対応等を行うため、リスク管理規程を制定する。
- ② リスク管理規程に基づきリスク毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを総合的に管理するため、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。同委員会は全社のリスク管理について、定期的に取締役会に報告する。
- ③ コンプライアンスおよび情報セキュリティに関するリスクについては、リスク管理委員会の下部組織として設置する法令等遵守推進委員会および情報セキュリティ委員会が所管する。
- ④ 内部監査部門は、リスク管理委員会と連携の上、各部署のリスク管理の状況を監査する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は経営方針および中長期経営計画を策定し、これに基づき役員・使用人が共有する経営目標を定める。
- ② 経営目標達成のために、各執行役員は取締役会により分配された権限に基づく具体的目標と効率的な達成の方法を定める。
- ③ 執行役員会議は定期的に、各執行役員の目標達成進捗状況をレビューし、改善を促す。

- ④ 執行役員会議のレビューを受けて取締役会は当初の経営方針および中長期経営計画あるいは経営目標の妥当性を議論し、職務執行の効率化の観点から、必要がある場合は随時見直す。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社および子会社の役員・使用人は、日本ケミファ法令等遵守行動基準に則って、法令・定款および社会規範を遵守した行動をとる。
 - ② 当社は日本ケミファグループの企業集団の業務の適正と効率性を確保するために必要な、グループとしての規則・規程類を整備する。
 - ③ 日本ケミファグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
 - ④ 当社は子会社毎に担当取締役を任命し、各社が法令等遵守体制、リスク管理体制を構築するよう指導する。
 - ⑤ 内部監査部門は、日本ケミファグループにおける内部監査を実施または統括し、日本ケミファグループの内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - ⑥ 監査役は、日本ケミファグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適切に行えるよう会計監査人および内部監査部門と協働して適切な体制を構築する。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は、内部監査部門の使用人あるいはその業務を行うに適切な部署の使用人を補助者（以下、「補助者」という）として、監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ② 補助者は、監査役の監査業務に関する命令に関して、会社の指揮命令を受けないものとする。また、補助者の人事異動等については、監査役会の意見を尊重するものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は、法定の事項、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を監査役会に対してすみやかに報告する。
 - ② 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ① 当社および連結子会社の財務報告の信頼性を確保するため、全社統制および業務プロセスにおける文書化など体制整備を進める。
 - ② 構築した体制を運用し、その評価および改善を適宜行い、財務報告の重要な事項に誤りが発生するリスクを低減することに努める。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
 - ① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらとかかわりのある企業、団体とはいかなる関係も持たない旨を日本ケミファ法令等遵守行動基準に定め、役員・使用人全員に周知徹底する。
 - ② 平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や弁護士などと緊密に連携を取り、組織全体としてすみやかに対処する。

6. 当社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、昭和25年（1950年）6月の設立以来、一貫して「医薬品を中心としたトータルヘルスケアで人々の健康で豊かな生活に貢献する」という経営理念を堅持しつつ、環境変化に対応して時代のニーズを企業活動に取り入れることにより、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としております。

昨今、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものです。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の買付けを行う者が上記の当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような濫用的な買収に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現のための取組み

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、この課題への具体的な取組みとして、平成17年4月からの中期経営計画「チャレンジGET2」において、「高尿酸血症領域でのフロントランナーを目指す」、「病院市場におけるジェネリックNo. 1ブランドを目指す」という2つの重点目標を掲げ、経営資源をここに集中投下するとともに、当社グループの財務健全化の総仕上げに取り組んで参りました。

当社は、この中期経営計画「チャレンジGET2」において、高尿酸血症領域での医薬品事業では、製品に関するエビデンスの獲得、処方疾患の拡大、そして他社とのマーケティング連携及び大学病院での普及活動の充実を通じて、主力商品であるウラリットの拡販に努めて参りました。また、ジェネリック医薬品事業では、品揃え強化を目的とした供給協力先の拡大、製剤工夫による飲みやすさの追及、及び、自社ブランドイメージの向上を通じて、主に病院市場において当社ジェネリック医薬品の普及に取り組んで参りました。

上記施策が奏功し、当社の最重要課題であった財務の健全化が達成されたこと、また、ジェネリック医薬品を取り巻く環境が計画策定時の予想を上回るスピードで変化していることから、中期経営計画「チャレンジGET2」は、平成19年3月末に当初の計画期間を1年前倒しして終了いたしました。

現在は、病院市場におけるジェネリック医薬品事業で当社プレゼンスを確立する第1ステージ、ウラリットを核に高尿酸血症領域でのポジションを確保する第2ステージ、そして当社発の創薬による業容拡大を果たす第3ステージ、という長期段階的な将来戦略構想の下で、まずは、この第1ステージを成し遂げるための新中期経営計画「Next Stage『飛躍』」を平成19年4月よりスタートしております。

また、当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させるためには、経営組織と運営のあり方の適正化に常時努めることでコーポレート・ガバナンスを徹底し、株主、顧客、社会一般に対して一層の経営の透明性を高めるとともに公正な経営を実現することを最優先の課題の一つとして位置付けております。経営機能を意思決定機能・監督機能と業務執行機能とに分け、後者を執行役員（会議）に権限委譲する執行役員制度の導入や独立性の高い社外取締役を1名、また、独立性の高い社外監査役を2名擁することなどは、その具体化の一端であります。

② 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成19年5月11日開催の平成19年度第2回定例取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（以下、「本プラン」という）の導入を決議し、平成19年6月28日開催の当社第75回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の新中期経営計画「Next Stage『飛躍』」は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、同様に基本方針に沿うものです。特に、本プランは、当社の定款を変更した上、変更された定款に基づき株主総会での承認可決を経て導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役及び社外監査役によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、有効期間が最長約3年と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

以上

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	24,696	負 債 の 部	17,848
[流 動 資 産]	[12,168]	[流 動 負 債]	[9,462]
現金及び預金	1,902	支払手形及び買掛金	3,410
受取手形及び売掛金	7,326	短期借入金	1,160
商品及び製品	1,798	1年内償還予定の社債	320
仕掛品	345	1年内返済予定の長期借入金	1,696
原材料及び貯蔵品	254	リース債務	19
繰延税金資産	387	未払金	155
その他の流動資産	154	未払法人税等	257
貸倒引当金	△ 0	未払消費税等	105
		未払費用	1,510
[固 定 資 産]	[12,515]	預り金	36
有形固定資産	9,231	返品調整引当金	6
建物及び構築物	2,842	販売促進引当金	312
機械装置及び運搬具	554	その他の流動負債	472
工具、器具及び備品	273		
土地	5,478	[固 定 負 債]	[8,386]
リース資産	60	社 債	690
建設仮勘定	22	長期借入金	5,497
無形固定資産	65	リース債務	69
リース資産	24	退職給付引当金	313
ソフトウェア	19	役員退職慰労引当金	226
電話加入権	21	再評価に係る繰延税金負債	1,589
投資その他の資産	3,218	その他の固定負債	0
投資有価証券	1,348		
長期貸付金	10	純 資 産 の 部	6,847
長期前払費用	11	[株 主 資 本]	[5,056]
敷金及び保証金	154	資 本 金	4,304
繰延税金資産	340	利益剰余金	910
その他	1,451	自己株式	△ 158
貸倒引当金	△ 97		
[繰 延 資 産]	[13]	[評 価 ・ 換 算 差 額 等]	[1,789]
社債発行費	13	その他有価証券評価差額金	△ 243
		土地再評価差額金	2,033
		[新 株 予 約 権]	[1]
		[少 数 株 主 持 分]	[0]
資 産 合 計	24,696	負 債 純 資 産 合 計	24,696

連結損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	22,307
売上原価	10,387
売上総利益	11,919
販売費及び一般管理費	11,339
営業利益	580
営業外収益	150
受取利息	10
受取配当金	27
固定資産賃貸料	29
持分法による投資利益	49
その他の営業外収益	33
営業外費用	366
支払利息	132
有形売却損	47
支払手数料	154
その他の営業外費用	33
経常利益	363
特別利益	211
関係会社株式売却益	211
特別損失	77
たな卸資産評価損	2
固定資産除却損	4
投資有価証券評価損	53
貸倒引当金繰入額	17
税金等調整前当期純利益	497
法人税、住民税及び事業税	350
法人税等調整額	△ 20
少数株主損失	0
当期純利益	168

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日残高	4,304	0	858	△ 149	5,014
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 115	—	△ 115
当期純利益	—	—	168	—	168
自己株式の取得	—	—	—	△ 15	△ 15
自己株式の処分	—	△ 0	△ 1	6	4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△ 0	51	△ 8	42
平成21年3月31日残高	4,304	—	910	△ 158	5,056

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	少 数 株 主 持	数 主 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計				
平成20年3月31日残高	△ 104	2,033	1,928	—	0		6,943
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—		△ 115
当期純利益	—	—	—	—	—		168
自己株式の取得	—	—	—	—	—		△ 15
自己株式の処分	—	—	—	—	—		4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 139	—	△ 139	1	△ 0		△ 137
連結会計年度中の変動額合計	△ 139	—	△ 139	1	△ 0		△ 95
平成21年3月31日残高	△ 243	2,033	1,789	1	0		6,847

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 2社
 - (2) 連結子会社の名称
㈱化合物安全性研究所、シャプロ㈱
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社数 2社
 - (2) 会社等の名称
日本薬品工業㈱、ジャパンソファルシム㈱
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
 - ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - (4) 繰延資産の処理方法
 - 社債発行費
社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(5) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金：連結会計年度末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②退職給付引当金：当社及び連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。
過去勤務債務については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生の連結会計年度より費用処理しております。
- ③役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。
- ④返品調整引当金：返品による損失に備えるため、法人税法に定める限度相当額を計上しております。
- ⑤販売促進引当金：販売した製品・商品に対する将来の販売促進費の支出に備えるため、直近の実績を基礎にして計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

③ヘッジ方針

金利の変動によるリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っておりますが、投機的な取引は行っておりません。

④ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)

たな卸資産の評価基準及び評価方法

当連結会計年度から、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

リース取引に関する会計基準等

当連結会計年度から、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、「たな卸資産」として掲記されたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ1,995百万円、147百万円、168百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額
11,219百万円
2. 受取手形割引高
2,361百万円
3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、
事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再
評価差額金を純資産の部に計上しております。
再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △1,032百万円
4. 借受有価証券
連結貸借対照表に計上した有価証券のほか、株券消費貸借契約により借り受
けた有価証券は101百万円であります。
5. 保証債務(預り金に対する保証債務)
ウエルライフ株式会社の入居者返還金に対する債務保証
28百万円
6. 受取手形及び売掛金
連結貸借対照表に計上した受取手形及び売掛金には、信託受益権等を設定し
た上で現金化を留保している2,163百万円が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の数
普通株式 38,522,301株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年6月27日開催の第76回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	115	利益剰余金	3.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年6月26日開催の第77回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	114	利益剰余金	3.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	179円55銭
1株当たり当期純利益	4円41銭

連結損益計算書上の当期純利益	168百万円
普通株式に係る当期純利益	168百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式の期中平均株式数	38,137千株

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 國 井 泰 成 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 林 功 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 野 開 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	23,689	負債の部	17,130
[流動資産]	[11,679]	[流動負債]	[8,895]
現金及び預金	1,676	支払手形	2,216
受取掛手金	531	買掛金	1,148
売掛金	6,675	短期借入金	960
商品及び製品	1,805	1年内償還予定の社債	320
仕掛品	153	1年内返済予定の長期借入金	1,645
原材料及び貯蔵品	250	リース債務	19
前払費用	123	未払金	155
未収入金	78	未払法人税等	250
繰延税金資産	381	未払消費税等	106
その他の流動資産	2	未払費用	1,500
		預り金	34
[固定資産]	[11,996]	返品調整引当金	6
有形固定資産	8,254	販売促進引当金	312
建物	2,125	設備関係支払手形	216
構築物	47	その他の流動負債	3
機械及び装置	553		
車両運搬具	1	[固定負債]	[8,234]
工具、器具及び備品	250	社債	690
土地	5,194	長期借入金	5,397
リース資産	60	リース債務	69
建設仮勘定	22	退職給付引当金	280
無形固定資産	64	役員退職慰労引当金	208
ソフトウェア	19	再評価に係る繰延税金負債	1,589
リース資産	24		
電話加入権	21	純資産の部	6,558
投資その他の資産	3,678	[株主資本]	[4,767]
投資有価証券	965	資本金	4,304
関係会社株	562	利益剰余金	561
長期貸付金	0	利益準備金	19
従業員に対する長期貸付金	9	その他利益剰余金	542
関係会社長期貸付金	301	繰越利益剰余金	542
長期前払費用	11	自己株式	△ 98
敷金及び保証金	152		
繰延税金資産	320	[評価・換算差額等]	[1,789]
長期預金	1,100	その他有価証券評価差額金	△ 243
その他の金	351	土地再評価差額金	2,033
貸倒引当金	△ 97		
[繰延資産]	[13]	[新株予約権]	[1]
社債発行費	13		
資産合計	23,689	負債純資産合計	23,689

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	21,490
売 上 原 価	9,764
売 上 総 利 益	11,725
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,145
営 業 利 益	580
営 業 外 収 益	101
受 取 利 息	16
受 取 配 当 金	28
固 定 資 産 賃 貸 料	29
そ の 他 の 営 業 外 収 益	26
営 業 外 費 用	361
支 払 利 息	126
手 形 売 却 損	47
支 払 手 数 料	154
そ の 他 の 営 業 外 費 用	33
経 常 利 益	320
特 別 利 益	211
特 別 損 失	77
関 係 会 社 株 式 売 却 益	211
た な 卸 資 産 評 価 損	2
固 定 資 産 除 却 損	4
投 資 有 価 証 券 評 価 損	53
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	17
税 引 前 当 期 純 利 益	454
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	341
法 人 税 等 調 整 額	△ 19
当 期 純 利 益	133

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
平成20年3月31日残高	4,304	0	7	537	△ 89	4,760
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	11	△126	—	△115
当期純利益	—	—	—	133	—	133
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 15	△ 15
自己株式の処分	—	△ 0	—	△ 1	6	4
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	△ 0	11	5	△ 8	7
平成21年3月31日残高	4,304	—	19	542	△ 98	4,767

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成20年3月31日残高	△104	2,033	1,928	—	6,689
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△115
当期純利益	—	—	—	—	133
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 15
自己株式の処分	—	—	—	—	4
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△139	—	△139	1	△137
事業年度中の変動額合計	△139	—	△139	1	△130
平成21年3月31日残高	△243	2,033	1,789	1	6,558

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの
決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
4. 繰延資産の処理方法
社債発行費
社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金：期末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業

年度より費用処理しております。

過去勤務債務については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生の実業年度より費用処理しております。

- (3) 役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。
- (4) 返品調整引当金：返品による損失に備えるため、法人税法に定める限度相当額を計上しております。
- (5) 販売促進引当金：販売した製品・商品に対する将来の販売促進費の支出に備えるため、直近の実績を基礎にして計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

(3) ヘッジ方針

金利の変動によるリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っておりますが、投機的な取引は行っておりません。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)

たな卸資産の評価基準及び評価方法

当事業年度から、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

リース取引に関する会計基準等

当事業年度から、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・

リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額
10,316百万円
2. 受取手形割引高
2,361百万円
3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を資本の部に計上しております。
再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額
△1,032百万円
4. 借受有価証券
貸借対照表に計上した有価証券のほか、株券消費貸借契約により借り受けた有価証券は101百万円であります。
5. 関係会社に対する債権債務
短期債権 71百万円
長期債権 301百万円
短期債務 1,465百万円
6. 保証債務(預り金に対する保証債務)
ウエルライフ株式会社の入居者返還金に対する債務保証
28百万円
7. 売掛金
貸借対照表に計上した売掛金には、信託受益権等を設定した上で現金化を留保している2,163百万円が含まれております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	0百万円
営業費用	4,060百万円
営業取引以外の収益	32百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数	
普通株式	191,232株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職慰労引当金、未払賞与の損金不算入等であり繰延税金負債の発生の主な原因は、土地再評価に係る繰延税金負債であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ等の一部については、リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)を適用しております。

連結計算書類提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)
子会社	(株)化合物 安全性研究所	北海道 札幌市	250	安全性試験の受託 等	(所有) 直接 100.0
関連会社	日本薬品工業(株)	東京都 千代田区	160	医薬品の製造販売	(所有)注3 直接 50.0
関連会社	ジャパン ソファルシム(株)	東京都 千代田区	10	医薬品の仕入・輸 入販売等	(所有) 直接 5.0 (被所有) 直接 10.8

種類	会社等の名称	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)化合物 安全性研究所	資金貸付先	資金の 貸付	—	長期 貸付金	301
関連会社	日本薬品工業(株)	商品仕入先 役員の兼任	商品の 購入	2,254	支払手形 及び 買掛金	793
関連会社	ジャパン ソファルシム(株)	商品及び 原材料仕入先 役員の兼任	商品及び 原材料の 購入	1,796	支払手形 及び 買掛金	644

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。
2. 仕入その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
3. このうち33.3%については株券消費貸借契約による借り受けによるものであります。
4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 171円06銭

1 株当たり当期純利益 3円47銭

損益計算書上の当期純利益 133百万円

普通株式に係る当期純利益 133百万円

普通株主に帰属しない金額 一百万円

普通株式の期中平均株式数 38,341千株

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月 7日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 國 井 泰 成 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 小 林 功 幸 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 大 野 開 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月15日

日本ケミファ株式会社
常勤監査役 加藤 昇 ㊟
社外監査役 高橋 剛 ㊟
社外監査役 進 藤 直 滋 ㊟

以上
以上

株 主 メ モ

1. 事業年度 4月1日から翌年の3月31日まで
2. 定時株主総会 毎年6月
3. 基準日 定時株主総会における権利行使株主確定日は3月31日
その他必要あるときは、あらかじめ公告いたします。
4. 単元株式数 1,000株
5. 株主名簿管理人 中央三井信託銀行株式会社
6. 郵便物送付先

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120 (78) 2031 (フリーダイヤル)

取次事務は中央三井信託銀行株式会社の全国各支店ならびに日本証券代行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

7. 公 告 方 法

電子公告により公告 <http://www.chemiphar.co.jp/>
ただし、やむをえない事由により電子公告を行うことが出来ない場合は日本経済新聞に掲載する方法により行います。

8. 本 社 所 在 地

〒101-0032 東京都千代田区岩本町二丁目2番3号
電 話 03 (3863) 1211 (代表)

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である中央三井信託銀行株式会社にお申出ください。

株主様のご住所・お名前に使用する文字に関してのご案内

株券電子化実施に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構（ほふり）が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部または一部をほふりが指定した文字またはカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

上場株式配当等の支払いに関する通知書について

租税特別措置法の平成20年改正（平成20年4月30日法律第23号）により、平成21年1月以降にお支払いする配当金について株主様宛に配当金額や源泉徴収税額等を記載した「支払通知書」を送付することが義務づけられました。配当金領収証にてお受取の株主様は年末または翌年初に「支払通知書」を送付いたしますのでご覧ください。口座振込を指定されている株主様は配当金支払いの際送付している「配当金計算書」が「支払通知書」となります。なお、両書類は確定申告を行う際その添付資料としてご使用頂くことができます。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である中央三井信託銀行株式会社にお申出ください。